

第 1 白龍町奥田事件とは何か？

(1) 事件の概要

2016 年 10 月、名古屋市瑞穂区に住む住民らが低層住宅が建ち並ぶ閑静な住宅街に 15 階建てのマンションが建設されたことに反対し、建築確認に対する審査請求、建築差止仮処分申立と並行して建設予定地で工事騒音や粉塵対策の申し入れと共に監視活動を行っていたところ、住民運動のリーダーが両手で現場監督の胸をつく暴行を行ったとして、傷害罪で逮捕され、同月 21 日暴行罪で起訴されるまで瑞穂警察署に勾留、指紋、顔写真、DNA データのための血液を採取され、携帯電話を任意提出させられた。

刑事事件は、2018 年 2 月、名古屋地裁刑事 5 部において無罪、検察は控訴せず確定。

同年 7 月 24 日、原告が DNA データ抹消、指紋、顔写真の抹消及び携帯電話データの抹消、県及び被害申告をした業者・現場監督に対して損害賠償を請求。

(2) 名古屋地裁判決（2022 年 1 月 18 日）

損害賠償は、県、業者・現場監督に対するものも棄却。

DNA 型データ、顔写真・指紋の抹消を命じる。

① 根拠法令について

適法な法律の委任によらないとまでは認められない。

② 指掌紋規則。データベース運用の要件、対象犯罪、保存期間、抹消請求権についての規定がなく、死亡したとき、保管の必要がなくなったときに抹消しなければならないとされているのみ、指紋、DNA 型、被疑者写真がみだりに使用されてはならないという保護法益を有することからすれば、脆弱な規定に止まっている。

当該被疑事実の捜査のために限定するのは、狭きに失する。当該被疑事実以外の余罪の捜査（一定の範囲内の）や有罪判決が確定した場合に再犯の捜査に使用するために保管することは許容できる。無罪が確定した場合データベース化の拡充の有用性という抽象的な理由で、犯罪捜査に資するとするのは、不十分。

余罪の存在や再犯のおそれ等が当該被疑者との関係で具体的な必要性が示されなければならない。

当該利益自体が人格権を基礎においているものと解することは可能だから、指紋、DNA 型及び被疑者写真を取得された被疑者であった者は、訴訟において人格権に基づく妨害排除請求として抹消を請求できると解釈するのが相当である。

③ 本件へのあてはめ

- ・ 無罪判決が確定
- ・ 前科、前歴無し
- ・ 本件は突発的に生じたもの
- ・ 建設工事が終了し、既に紛争が終結している
- ・ 求刑も罰金 15 万円である ・ 逮捕から口頭弁論終結まで約 5 年が経過していることから考えれば、余罪や再犯の可能性を認めるのは困難。その他にデータを保管すべき具体的な必要性は示されていないから、保管の必要がなくなったと言うべき。

(3) 名古屋高裁判決 (2024.8.30)

主文

- * 業者・現場監督に対する損害賠償を認める。
- * 県に対する損害賠償を棄却。
- * 国に対する DNA 等データ、指紋、顔写真データの抹消を命じる。

理由

- ① 暴行が業者による虚偽告訴であることを刑事無罪判決の根拠になった専門家の鑑定に基づき、防犯カメラの映像と公訴事実の矛盾を的確に認定
 - 原判決が行った防犯カメラ映像の独自解釈を否定
 - 解剖学的知見に基づく専門家鑑定を安易に素人解釈で覆すことを批判
- ② 無罪が確定した事件について、将来の犯罪の恐れを理由に DNA、指紋、顔写真の保管の必要性を否定
 - 原判決は、原告側が提出した憲法学者の意見に基づき、DNA データ等を「中程度」のプライバシー情報と認定した。
 - 名古屋高裁判決は、それを超え、独自にデータ集積の危険性、冤罪事件の根拠にされたことなどから、将来の検挙に怯えなければならないことなどから、「高度のプライバシー情報」と保護の必要性を高く認定した。
 - 人格権に基づき妨害排除請求として DNA・指紋・顔写真のデータ抹消を命じた。
 - 上記の高度の保護の必要性・基本的人権の侵害にあたることを理由に内部的な規則のみを根拠とする現行の警察法による委任立法としての政令や内部規則では不足だとして、判決理由中で、ドイツ、韓国（特に韓国の立法例を詳細に認定している）、台湾などの立法を例に引きながら、立法化を促した。

第2 大垣警察市民監視事件とは何か？

(1) 事件の概要

中部電力の子会社であるシーテック社が、2013年・2014年当時、岐阜県上石津町及び関ヶ原町において建設を計画していた風力発電事業施設の建設計画を巡り、環境破壊を懸念した地元住民らの個人情報や岐阜県大垣警察署の警備課がシーテック社に提供し、情報交換を行っていたとの報道がされた（2014年7月）。報道によって自分の情報が提供されたと知った原告4人が、シーテック社に対して証拠保全を行ったところ、大垣警察署とシーテック社の議事録が残されており、関係住民の人間関係、勤務先、経歴まで、大垣警察警備課はシーテック社に提供していた。原告らは、個人情報を長年にわたって収集、保有し、それらの情報の一部を民間企業に提供したことを原告らの人格権としてのプライバシー等が侵害されたとして、被告県に国家賠償を求め、県と国に対して、人格権としてのプライバシーに基づき、保有する個人情報の抹消を求めた事件。

(2) 岐阜地裁判決

主文：一人 50 万円、情報の漏洩を理由に損害賠償を認容。個人情報の抹消は、却下。

判決理由：情報の提供の点は、違法性を認めたが、情報収集の点について、抽象的な必要性を認定。法律上の根拠がないというだけで国賠法上の違法性がないとは言えない。

☆情報提供の違法性

ア 提供した情報：過去の市民運動に関する情報及び私生活に関する情報

イ プライバシー情報にあたる 第三者にみだりに提供されない自由を有する。

ウ プライバシー情報の提供が国賠法上の違法性を有するか。

正当理由の有無の判断は、①情報提供の目的、②必要性及び態様、③提供された情報の私事性及び秘匿性、④個人の属性、⑤被侵害利益の性質等の事情を**総合考慮**する必要がある。

①情報提供の目的

「風力発電事業に関する原告らの動向等の情報を収集することにより、原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することにあつた」

②本件情報提供の必要性について

原告 A 及び B 勉強会開催のみ

原告 C 一何も活動をしていない。

原告 D 一活動に何ら関与していなかった。

原告らの活動により公共の安全や秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていなかった。本件情報提供の必要性があつたとは認めがたい。

③本件情報提供の態様について

大垣警察は積極的、意図的に、継続的に原告らの情報を提供していた。

④情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質について

一定の情報を公表したとしても、その後永続的に第三者に情報が提供されることまで許容していたとはいえない。

原告 D の病状について、ツイッターに体調不良を示唆するツイートをしていても、「直ちに広く第三者に了知されるわけではなく」「原告 D が、自身の病状を第三者に了知されることを当然の前提としているとまでは推認できない。」

⑤総合考慮

大垣警察は、シーテック社に対し、原告らの情報を提供する必要性があつたとは認めがたい状況であつたにもかかわらず、原告らのプライバシー情報を積極的、意図的に提供したものであり、これにより、原告らのプライバシー情報をみだりに第三者に提供されない自由を侵害したものと認められる。かかる情報提供が正当な理由に基づくものであるとはいえず、本件上法提供は国家賠償法上違法である。」

☆情報収集の違法性

警察法 2 条 1 項の警察の責務：犯罪予防もその主要な職責の一つ。警察による情報収集活動は、強制におよばない**任意捜査の方法**による**限り原則**として許容される。

警察法 2 条 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行にあつては、不偏不党かつ公平公正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」

情報収集活動が、たとえ任意捜査の方法によつた場合であつても、「憲法の保障する

個人の権利及び自由の干渉にわたる」などその権限を濫用することは許されないから本件情報収集等の警察による情報収集活動が国家賠償法上違法となるか否かは、収集、保有された①情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、被侵害利益の性質、②本件情報収集等の目的、③必要性及び④態様等の事情を⑤総合考慮して判断するべきである。」

③本件情報収集の必要性について

原告らは過去に公共の安全と秩序の維持を害するような市民運動を行ったことはなく、原告らが公共の安全と秩序の維持を害するような具体的活動をしていなかったことによれば、本件情報収集等の必要性はそれほど高いものではなかったが、仮に上記のとおり原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。大垣警察が万一の事態に備えて原告らに関する情報収集等をする必要性があったことを否定できない。

④情報収集等の態様 任意の手段

⑤総合考慮

大垣警察がシーテック社に提供した情報については、その収集及び保有の必要性について否定できない上、任意の手段により行われたものだから、国賠法上違法であるとまでは言えない。

大垣警察がシーテック社から収集し、保有した情報については、原告 A 及び B の活動を考慮すれば、その程度は低いものの、情報収集等を行う必要性があったことは否定できず、国家賠償法上違法とまではいえない。

⑥本件情報提供及び情報収集等による具体的事情に照らしても、思想良心の自由や表現の自由が侵害されたとはいえない。表現行為人格権は、その内容自体不明確である。

結論として、情報提供の違法性を認め、損害賠償を認めたが、収集の違法性は否定し、損害賠償を請求額の半額だけ認容した。

(3) 名古屋高裁判決 (R6. 9. 13)

①県に対する損害賠償全額認定、県に対する議事録記載の情報の抹消請求認定

②詳細な事実の認定

・原告各人の経歴・活動歴。上鍛冶屋地区での反対運動の実態と活動の内容、大垣警察とシーテック社との関係

③情報交換の内容

④朝日新聞朝刊における新聞報道 (1 面トップ記事)

⑤一審原告らによる情報開示請求等と一審被告らの対応

⑥情報開示請求とその回答

「警察が特定の個人に係る情報を収集しているか否かが明らかとなり、警察の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがある」、「本件開示請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」

⑦国会答弁

山谷国家公安委員長の答弁「公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常の警察業務の一環として事業所の担当者や会っていた、警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っている。個々の活動は、今後の警察活動に支障を及ぼす恐れがあるから、詳細な答えは差し控える」

高橋警察庁警備局長らも、同旨の答弁。

⑧本件訴訟における一審被告らの対応

ア 被告県の認否

イ 原審における証人申請と一審被告県（岐阜県警察本部長）の不承認

以上の経過を経て、原審裁判所は、証人申請をいずれも不採用とし、証人尋問は実施できなかった。

ウ 当審における証人申請と被告県及び被告国の不承認

「いずれも尋問が必要であると認められるが、尋問が必要であると認められる尋問事項につきいずれも監督官庁が尋問の承認を拒絶しており、これらの尋問を行うことができないので、採用しない。」と決定し、承認尋問は実施できなかった。

⑨本件議事録の存否及び信用性について

被告県は、議事録の信用性を争っているが、被告県は、正確性や信憑性を争うが、内容に具体的な反証を一切しない。また、具体的なやりとりを明確にしようとする趣旨も含まれている証人申請につき、原審裁判所及び当裁判所がこれを必要と認めて行った民訴法191条1項所定の承認請求に対し、これを拒否して、さらなる立証を妨げている。立証を妨げながら、不十分だと主張するので、民事訴訟法上の信義誠実の原則にも反するもので、被告県の主張は到底採用できない。

⑩一審原告らが行ってきた活動等について

・一審原告らの活動は、「いずれも犯罪行為を行ったり、反社会的集団と関係をもったりしていたものではない。」

・反対運動等については、原子力発電所は、「その立地を含めた建設計画、建設工事、実際の運転及び避難計画等が完全なものでなければ極めて危険な施設（公共の安全を害する施設）であり、いったん事故を起こせば、広範囲に回復困難で深刻な影響を生じさせることは公知の事実であるところ、完璧を求めたり、その水準に達しない原子力発電所の建設に反対したりすることは、極めて正当な行為であって、原子力発電所が建設される地域の住民のみならず、国民全体の福祉ないし利益に資するものであるし、ダムについても、治水、利水に有用なものではあるが、その建設によって地域社会や自然環境が破壊されたり、ゲートの誤操作等によって下流に危険を及ぼしたり、場合によっては上流側へも背水の影響等を生じさせたりするなど、常に建設が望ましいわけではなくこれに反対したり、建設計画に不備がないか検討したり、改善を求めたりすることは、極めて正当な行為である。また、ゴルフ場建設や産業廃棄物処分場についても、プラス面、マイナス面があるのであって、賛成、反対いずれの立場に立って運動等を行うなどしても、非難されるべきものではない。その他の原告らの活動についても、社会通念に従って考えて、非難されるべきものではなく、むしろ推奨されるべきものも含まれている。

「少なくとも公共の安全や秩序という面において、一般国民と何ら異なるところはないものである。」

⑪シーテック社が行う本件風力発電事業について

シーテック社は、上鍛冶屋地区を周辺の地域から孤立させようとしていたが、「このような行為は、地域を分断させ、地区単位の村八分を目論むものとして、違法である可能性が高いものであった。さらに、シーテック社は、上鍛冶屋財産区の山林に無断で立ち入り、杭打ちまで

行うなどの行為を行っていたのである。」

「被告県は、市民運動等について、具体性のない一般的、抽象的な公共の安全と秩序の維持を主張しているが、そのような面からいうのであれば、大規模な事業計画の裏では、原子力発電事業などで見られるような贈収賄ないし不透明な金銭の授受等が行われる可能性があるし、産業廃棄物処理施設などでみられるような反社会的勢力の関与等の可能性があることは公知の事実であって、本件風力発電事業を行うシーテック社も、公共の安全と秩序に悪影響を及ぼす可能性があったということになってしまうのである。すなわち、一般的、抽象的な「公共の安全と秩序の維持」という点では、原告らとシーテック社とでこの間に違いはない。

第3 大垣事件と白龍町事件の関係

(1) 住民運動に対する事前監視－大垣事件

住民運動が起こった後の弾圧が、白龍町事件

共謀罪が問題となった時から、この二つの事件を一連のものと捉えるべきだと言ってきた？

(2) 共通する論点は何か？

①市民のプライバシー情報の重要性 データベース化されることによる危険の増大

②住民運動、市民運動の重要性 Vs 企業の金儲け－企業側に立つ国家

*大垣事件の議事録 事業の妨害－市民運動に発展した場合、平穏な秩序を乱す。

住民の平穏に生活する権利か企業の事業の推進か？

無批判に市民が秩序を犯す側・企業の事業推進（国家の政策推進も）は、国家の利益となると警察は、企業側・国側に立って反対する住民・市民を敵視する。

住民の運動をどう捉えるか？

企業の事業活動をどう捉えるか？

③警察の活動の根拠規定－警察に対する法的統制の根拠

市民の警察なのか？ 国家の警察なのか？

戦前の国家警察→戦後、自治体警察へ 警察の民主化の柱

公安委員会による警察の統制

警察法の改正で、中央集権型警察の復活へ

県警本部長・公安警察は、警察庁の任命・直轄

警察法2条1項の「公共の安全と秩序の維持」目的と2項の人権を制限しないようにという注意規定のみで、警察の法的統制は十分か？

法治主義違反ではないのか？

権力による権利の制限は、法律によらなければならない＝法治主義の要請

法律による場合でも、憲法上の基本的人権を侵害してはならない＝立憲主義の要請

4 名古屋高裁判決の特徴

(1) 白龍町事件

冤罪事件に対する捜査機関の責任、DNA 等が捜査機関等によって悪用される恐れを詳細かつ具体的に認定。－濫用の恐れから法的統制の必要性、立法化措置を要請してい

る。

(2) 大垣警察市民監視事件

①風力発電所建設に対する周辺住民の反対運動に限りない共感—憲法が要請する活動と高く評価

②原発建設等を例にあげながら、様々な違法行為を繰り返してきたと実態を市民目線で捉えている。

これまでの判決と異なり、無批判に大企業や政府の推進する政策を容認するのではなく、それに伴う買収などの違法行為等の横行と権力の結託を正確に見抜いて批判している。

③今回発覚したシーテック社への個人情報の漏洩についても、住民の間に分断と混乱を引き起こし、対立を煽るものとして、公安警察の行動を「マッチポンプ」と批判。

→ここまで正しく市民目線で警察の機能を批判した判決は、存在したのだろうか？

④収集した情報がデータベース化されることによる濫用の危険性への正確な認識・判断重大な権利侵害と認定。

⑤警察に対する法的統制について、原告の警察法2条だけでは、法的根拠たり得ないと批判に対し、(それを認めると、警察の活動が全て法治主義違反で違法行為となる。そこまでは、言えない)とした上で、警察が、警察法2条が根拠だという以上は、「目的」「必要性」について、客観的・具体的に主張立証する義務があると主張・立証責任を警察に負わせた。→全ての行政警察活動を法的根拠のないものまでいうことに躊躇を覚えながら、具体的な市民の権利侵害のある事案では、個別的具体的に、活動の目的と必要性を主張立証することを求めている。この判決に従えば、今後、警察の活動により権利侵害された場合には、行政機関としての法的根拠の脆弱性から、個別的に活動の目的と必要性を具体的に警察が主張・立証することを義務づけられることとなる。

→この点が、警察庁に上告を断念させた理由。「情報収集活動の特性から高裁判決を覆すのは困難。」と判断した。

—地方の一下級審の事例判決に止めるという影響の波及を最小限に抑えるための選択

しかし、今後、警察の行政警察活動によって権利侵害された場合には、確定した名古屋高裁判決の論理にしたがって、警察の活動の「目的」「必要性」の主張・立証を具体的に言うよう求め、その活動の相当性がチェックされることになる。—市民の権利を守るための大きな武器を勝ち得た。

以上

(参考)

2016年4月16日、訴訟提起前の段階でのレジメ(進む監視網と市民監視)から

第5 大垣市民監視事件国賠訴訟を提起するために

1 自衛隊情報保全隊—自衛隊内部の情報の漏洩を防止することを任務とする。

市民の監視は本来の任務ではない。

2 主体—警備公安警察は、警察法2条で「公共安全と秩序の維持を任務」としてい

る。市民も対象にした任務をもっている点に違い—そこにこの訴訟の難しさもある。

国会での政府答弁も、警察法2条「公共の安全と秩序の維持」を理由に市民監視も民間企業との情報交換もその際の個人情報の提供も「通常の警察活動」であると説明。

- 3 目的の点で本質にどう迫られるか？—本件市民監視は、住民の平穏や安全の確保という具体的な安全のためではなく、大企業の事業の円滑な推進のため＝日本国憲法下の本来の警察のあり方との乖離をどれだけ明らかにできるか？—歴史と教育、これまでの活動の実例など

4 裁判所の本質と制約

裁判所の役割は、国家の行為の正当化のための国家機関

但し、憲法と法律に基づきという枠があり、それを明らかに超えるような行為を行った場合には、国民からの信頼を失い—支配の正当化という任務を果たせない。

憲法や法律に違反するという観点からの批判の意味はここにある。

これまでの判例の枠との関係での困難さ—日本の裁判所・裁判官の特徴

「憲法保障には熱心ではなくとも、私権の救済には真面目」—真面目に生きてきた者が公権力によって理不尽に扱われた場合に救済を図る必要—原告個々人が問われる。

5 訴訟提起の必要性

国家が日本社会が一色に塗り込められようとし、個々人の人権がともすれば軽視される現状だからこそ、違憲・違法な公権力の行使に歯止めをかける—チェックのための異議申立が必要

政府の国会での居直りは—違憲・違法な市民監視・大企業との癒着・個人情報の提供は、「通常の警察活動」としてこれまでも行われてきたし、現に行われている。そして、今後も行い続けることの意味表示。—これに対して、違憲・違法との声を上げないことは既成事実を見過ごしにすること

権利行使によって、異議申立をすることが憲法の求める人権確立のための普段の努力ではないか。